

《重要事項説明書》



社会福祉法人 大和善隣館

幼保連携型認定こども園 大和こども園分園

やざき乳児保育園

HP <http://www.yazaki-hoikuen.com/>

E-mail yazaki@daiwazenrinkan.com

幼保連携型認定こども園 大和こども園分園 やざき乳児保育園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始にあたり、幼保連携型認定こども園 大和こども園分園 やざき乳児保育園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。尚、掲載情報は令和6年4月1日現在のものです。また、この重要事項はお子様が無事卒業されるまで有効とします。途中で内容の変更などある時はその都度お知らせします。

1 施設運営主体

名称	社会福祉法人 大和善隣館
所在地	石川県小松市矢崎町ナ 129-1
電話番号	(0761) 58-0328
代表者氏名	理事長 広川 保

2 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園																		
施設の名称	大和こども園分園 やざき乳児保育園																		
施設の所在地	石川県小松市矢崎町ナ 129-1																		
連絡先	電話番号 (0761) 58-0334																		
管理者	園長 池田 巧																		
対象児童	保育を必要とする0歳から2歳の子ども（以下「2号・3号認定子ども」という。）																		
利用定員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>認定区分</th> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号認定</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>3号認定</td> <td>6</td> <td>9</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				認定区分	0歳	1歳	2歳	合計	2号認定			5	20	3号認定	6	9		
認定区分	0歳	1歳	2歳	合計															
2号認定			5	20															
3号認定	6	9																	
開設年月日	令和3年4月1日																		

3 施設の目的・運営方針

幼保連携型認定こども園大和こども園分園やざき乳児保育園（以下「本園」という。）は、以下の運営方針に基づき、『善隣のこころ』（いつでも どこでも そしてだれにでも われら 善き隣人たらん）を教育・保育理念として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、子どもの最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成することを目的とします。

また小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例その他関係法令及び関係条例を遵守し運営するものとします。

- (1) 「本園」は、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「本園」は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行います。
- (3) 「本園」は社会の期待や願いに応えられる創意と活力ある教育・保育活動をすすめ、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めます。
- (4) 「本園」は、安心・安定した情緒と落ち着いた環境の中で、健やかで豊かな心と体が育つよう教育・保育を行うよう努めます。

(5)「本園」は、園児の属する家庭や地域と様々な社会資源との連携を図りながら、子どもの保護者に対する支援及び地域の子育てに対する支援を行うよう努めます。

4 本園における施設・設備などの概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	876.40 m ²
	園庭	40.90 m ²
園舎	構造	鉄骨造
	延床面積	376.48 m ²

(2) 主な設備

設 備	部 屋 数	備 考
乳児室	1 室	いちご組 (0 歳児)
ほふく室	1 室	プレイルーム
保育室	1 室	ぶどう組 (1、2 歳児)
調理室	1 室	
子育て支援室	1 室	園舎 2 階

5 職員の配置状況

職種	職員数	常勤	非常勤	職務内容
園長	1	1		業務統括 (大和こども園 兼務)
主査補保育教諭	1	1		職員の統括・指導・子育て支援
保育教諭	9	6	3	教育・保育業務・子育て支援
養護教諭・看護師	2	1	1	園児、職員の健康管理
栄養士・調理員	2	1	1	給食業務・食育指導
保育補助	2	1	1	保育教諭を補助して担当業務に従事
学校医	1		1	健康診断、指導助言
学校歯科医	1		1	歯科検診、指導助言
学校薬剤師	1		1	水質検査等、指導助言

本園では、「小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、その他関係法令及び関係条例を遵守し、特定教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
主査補保育教諭	正規の勤務時間帯 (8:00~17:00)
保育教諭	正規の勤務時間帯 (8:00~17:00)
養護教諭・看護師	正規の勤務時間帯 (8:00~17:00)
栄養士・調理員	正規の勤務時間帯 (8:00~17:00)

*ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

*職種の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 開園日・開園時間及び休業日

開園日	開園時間	保育標準時間の提供時間				休業日
		(早朝保育)	保育標準時間	(長時間保育)	(延長保育)	
月曜日 ～ 土曜日	7時00分 ～ 19時00分	7時00分 ～ 7時59分	8時00分 ～ 17時00分	17時01分 ～ 18時00分	18時01分 ～ 19時00分	・日曜日 ・国民の祝日 国民の休日 ・年末年始 (12/29～ 翌年1/3)
保育短時間の提供時間						
		(延長保育) 7時00分 ～ 7時59分	保育短時間 8時00分 ～ 16時00分	(延長保育) 16時01分 ～ 19時00分		

*延長保育の利用にあたっては、通常の基本料金の他に、別途、利用者負担(別表1)が必要となります。また、17時01分から18時00分の長時間保育喫食代金等も利用者負担となります。

7 提供する特定教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成30年4月1日施行)に基づく、特定教育・保育の提供を適切に行います。

<p>●教育・保育の心構えとして以下の三つのゼン(安全・自然・積善)を方針として行います。</p> <p>すべての子どもが『安全』にすごせる心くばりをする。</p> <p>すべての子どもに『自然』の大切さを気づかせていく。</p> <p>すべての子どもの『積善』への努力をみとめていく。</p> <p>●教育・保育の目標</p> <p>心身ともに健やかな子ども</p> <p>豊かな感性をもった子ども</p> <p>心やさしく思いやりのある子ども</p>

(1) 園児の発達の特性に応じた特定教育・保育の提供

0歳から2歳までの園児の発達を考慮し、健康、安全や発達の確保を図ります。

(2) 食事の提供 園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備 考
0歳児	9時30分頃	10時50分頃	15時頃	月齢に応じて時間の変更があります。
1歳児	9時30分頃	11時00分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時20分頃	15時頃	

*献立表は毎月別途お知らせします。

*食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(3) その他

①早朝、長時間、延長保育について

早朝保育、長時間保育、延長保育、土曜午後保育を利用される場合は勤務証明を伴う申請書が必要です。なお、土曜午後保育を利用される方は、毎月、勤務証明を伴う申請書の提出が必要となりますのでご了承ください。

②病児保育事業（体調不良児対応型）について

保育中に発熱など体調不良となった場合において、保護者の方がお迎えに来るまでの間、看護師が安心かつ安全な体制を確保し、保健的な対応等を図ります。

③感染症対策について

- ・本園は、感染症が蔓延しないよう、厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」にのっとり、必要な対策を行っております。
- ・感染症の診断を受けた後に登園される場合は、かかりつけ医師の許可を得るか、または、厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」に定められた登園停止の期間を経過した後とします。
- ・感染症が発生した場合は、掲示板または、コドモンのアプリなどでお知らせいたします。
- ・嘔吐、便、尿、血液が衣服に付着した場合は、「保育所における感染症対策ガイドライン」にのっとり洗わずにお返しいたします。
- ・医師の診断に関わらず、嘔吐、下痢が 24 時間以内に 2 回以上あった場合は、脱水症状等の心配があるため登園できません。
- ・医師の診断に関わらず、24 時間以内に 38.0 度以上の熱がある場合は、登園できません。
- ・感染予防のため、保育室、乳児室の入室はご遠慮ください。
- ・子どもが、学校保健安全法に定められた伝染病等にかかった場合、他の子どもに感染する恐れがあると園長が認めたときは、出席停止とすることができます。ただし、同居家族が学校保健安全法第 1 種に定められた伝染病等にかかった場合も、他の子どもに感染する恐れがあると園長が認めたときは、出席停止等の対策をとる場合もあります。

④地域子ども・子育て支援事業

●一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において必要な時間だけ一時的にお子様をお預かりします。病気・冠婚葬祭・PTA 活動や習い事のあるとき・リフレッシュしたいときなどに利用できます。別表 1 に掲げる料金を負担して頂きます。

●利用者支援事業

個別の子育て家庭のニーズに合わせて、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などを行っていきます。子ども・子育てに関する総合窓口として誰もが利用できます。（担当：子育て支援コーディネーター）

●子育て支援事業

地域に開かれた施設として子育ての知識や経験、技術を提供しながら子どもの健全育成及び子育て家庭の支援を図ります。職員を配置し、地域の子育て家庭の方を対象に開室しています。

⑤与薬について

園で薬を飲ませることは、原則として禁止されています。しかし、やむを得ず薬を持参される場合はご相談ください。

誤飲や事故を防ぎ、万全を期するために「お薬の依頼書」に必要事項を記載して頂きます。捺印忘れ、薬剤情報提供書（薬の内容や副作用などの説明書）がない場合、また、土曜日、一時預かり保育は、原則与薬は行いません。

④診察後初めての服用となるものはお預かりできません。ご家庭で一度服薬した後、30 分間様子を見て異常がないことを確認してください。

⑥ 予防接種後の登園について

厚生労働省から出ている予防接種ガイドラインでは、「予防接種を行ったあとは、走ったり、跳んだりなどの激しい運動をしないように」となっており、また、「激しい運動を行うことで重い副作用を起こす可能性がある」と記載されています。予防接種を行ってから登園することはお控えください。
予防接種は、降園後または土曜日などに行うことをお勧めします。

⑦ 写真の注文について

本園では、コドモンでの写真販売を行います。

⑧ 送迎時の駐車について

- ・ 車から離れる時は必ず施錠し、貴重品を車中に置かないようにしてください。
 - ・ 駐車場内及び路上でのいかなる事故等についても本園では保障致しかねますので、細心の注意をもって運転してください。
 - ・ 地球環境保護のためアイドリングストップにご協力をお願いいたします。
- また、車を停める際は、前進で駐車してください。(園舎への車のCO2侵入を防ぐため)

⑨ 変更届の提出について

就業や住所、家庭の状況等に変更がありましたら、速やかに園の方にご連絡ください。

⑩ 土曜日の保育について

土曜日は、両親のどちらかがお休みの場合は、家庭保育のご協力をお願いいたします。
お子様との触れ合いを取っていただきたいと思えます。
なお、土曜保育を必要とする場合は、土曜給食調査票を提出していただきます。

⑪ コドモンレコ（登降園時における時間確認システム）について

本園では、登降園時における時間確認システムを導入しております。

⑫ 個人情報について

ホームページに掲載した写真は閲覧以外での使用はしないでください。
また、園行事等の際に保護者の皆様が撮影された写真・動画に関しても、お子様以外の園児が写っている写真はSNS等に掲載しないでください。

8 利用料及びその他費用

- (1) 毎月の利用料は子どもの在籍地の市(区・町・村)長が定めた額とします。
住民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもの保育料は無償となります。
- (2) その他の私的契約利用料は別表1の通りとします。

9 利用料及びその他費用の徴収方法

- (1) 利用者は、毎月の利用料及びその他費用を、自動引落（以下、口座振替）により支払って頂きます。
引落日は毎月最終営業日(金融機関休業日は翌営業日)となります。
- (2) 金融機関での振り込み手数料等の実費が発生した場合は、保護者に負担して頂きます。
- (3) 園長が特に認めた場合は、現金による納入を認める場合があります。

10 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が2号認定となった年度の3月31日に達したとき。
- (2) 園児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 保護者からの退園の申し出があったとき。(退園希望月の1か月前の月の初日までに退園届けを提出)
- (4) 利用者負担額の支払いが2か月以上遅滞し、施設からの請求にもかかわらずこれが支払われないとき。
- (5) 園児の保護者が、児童福祉法または子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (6) 利用者(子ども、保護者)が事業者や従事する職員又は他の利用者(子ども、保護者)に対して社会通念を逸脱する行為を行った時は契約を解除する場合があります。
- (7) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

11 学校医等

本園は、以下の学校医、学校歯科医、学校薬剤師と契約を締結しています。

学校医等	内科・小児科	歯科	薬剤師
医療機関の名称	いのき内科・循環器科クリニック	曾山歯科クリニック	エス・ファルマジスタ
担当医氏名	居軒 功	曾山 善之	前川 敏康
所在地	小松市矢崎町ネ 49	小松市矢田野町リ 67	加賀市動橋町ハ 41-1
電話番号	0761-58-2690	0761-44-5500	090-2830-0902

12 緊急時の対応

本園は、緊急時の対応はコドモンのアプリを使用して連絡をしますので、必ず登録をお願いします。

また、容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をしてお迎えを待ちます。必要とあれば学校医又は主治医へ連絡を取るなど措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、子どもの身体の安全を最優先させ、本園が指定する機関で、しかるべき治療などの対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

★別表2の緊急連絡先に記入をお願いします。

13 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下の通り設置しています。

本園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 園長 池田 巧 ・解決責任者 理事長 広川 保 ・ご利用時間 当園開園日、開園時間内 ・電話番号 0761-58-0334 担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。		
第三者委員	園井 肇	小松市土居原町 236-2	0761-22-5663
	牧 美鈴	小松市向本折町寅 273	0761-22-7494
	吉田 久恵	小松市矢田町イ 44	0761-44-2744
	川崎 義光	小松市桂町ロ 89	0761-47-3584
	寺田喜代嗣	小松市東山町か 6-1	0761-22-2338
	上村富美子	小松市矢田野町ワ 45	0761-44-3615

本園では、上記のほか、要望、苦情等に係る投書箱を玄関に設置しています。

1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、施設防災計画により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動火災報知機 ・ 誘導灯 ・ 消火器 ・ 非常警報装置 ・ 避難車 ・ 拡声器 ・ 非常食・水・ミルク等 ・ その他、カーテン、敷物、建具などの防災処理
防犯設備	セコム・電気錠・防犯カメラ・さすまた
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
避難場所	第1：駐車場 第2：職員駐車場

*災害時は、コドモンのアプリを使用して必要な連絡をします。

*毎年、園児引き渡し訓練（保護者参加）を実施します。

《 近隣の緊急連絡先 》

警察署	110番	小松警察署 22-0110	栗津駅前交番 44-2503
消防署	119番	小松市消防本部 20-1119	南消防署 44-2591

1.5 利用者に対しての保険の種類・保険内容・保険金額

本園では、以下の保険に加入しています。

保険会社	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の種類	災害共済給付
保険金額	死亡見舞金 2,800 万円、1,400 万円 障害見舞金 3,770 万円～82 万円 医療費・医療保険並みの療養に要する費用の 4/10 など
利用者負担	170 円/年

保険会社	社会福祉法人全国社会福祉協議会「ふくしの保険」
保険の種類	賠償責任保険
保険金額	対人賠償補償 1 億円（個人）/7 億円（事故） 対物賠償補償 1,000 万円（事故） 受託/管理財物賠償補償 200 万円 人格権侵害など 1,000 万円
利用者負担	なし

保険会社	損害保険ジャパン株式会社	
保険の種類	PTA 団体傷害保険	PTA 活動賠償責任保険
保険金額	死亡・後遺障害 100 万円 入院保険日額 1,500 円 通院保険日額 1,000 円	身体 ～3,000 万円（個人）/2 億円（事故） 財物 100 万円（事故）
利用者負担	なし	

1 6 虐待の防止

当園では、児童の人権擁護、虐待の防止を図るため必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施、その他必要な措置を講じることもあります。

児童福祉法第33条を遵守し、職員は園児に対して虐待その他心身に有害な影響を及ぼす行為をいたしません。

(虐待防止責任者：園長 池田 巧)

1 7 秘密の保持

当園では、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、教育・保育事業をはじめ福祉サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

当園が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適正な取扱努力するとともに、広く社会から信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関連する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報保護を図ります。また、園児、保護者等のプライバシーへの配慮を行います。

1 8 本園におけるその他の留意事項

- ・本園を卒園した後も、子どもや保護者等が相談できるように管理職が窓口として対応します。
- ・本園の敷地内はすべて禁煙です。
- ・他の利用者に対する政治活動、宗教活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表1 私的契約利用料表

名称		利用料	説明		
長時間保育料		100 円/回	17:01～18:00 の保育時間中に提供する喫食代金 喫食前に降園する時は持ち帰り		
延長保育料		100 円/時	18:01～19:00 の保育利用料		
*原則実施しないが、保育短時間認定児の延長保育申請があった場合、7:00～7:59の保育利用料100円、16:01～17:00の保育利用料100円、17:01～18:00の保育利用料100円、18:01～19:00 の保育利用料100円徴収する。(喫食した場合は別途喫食代金100円徴収)					
一時預かり	地域枠	1日	2,000円/回	●基準時間8:00～17:00 の9時間の間で、保育の必要な8時間以内の保育利用料。(授乳を含む昼食喫食を含む)ただし、基準時間以外の超過時間利用がある場合は300円/時とする ●半日時間は、8:00～17:00 の9時間の間で、保育の必要な4時間以内の保育利用料 ●地域枠・・施設所在地と同小学校下居住者 ●地域枠外・・施設所在地と同小学校下外居住者	
		半日 昼食喫食あり(授乳を含む)----- 昼食喫食なし	2,000円/回 1,000円/回		
	地域枠外	1日	5000円/回		
		半日 昼食喫食あり(授乳を含む)----- 昼食喫食なし	5000円/回 2000円/回		
	マイ保育園券枠	午前半日	0円/回 マイ保育園利用券		●当園にマイ保育園登録された方のみ利用券使用 ●マイ保育園券利用時間は午前中8:00～12:00の間で、4時間以内の保育 午前中のみ利用券使用可
		1日	マイ保育園券 +1,000円		
	プレ・バス枠	1日	2,000円/回	●プレミアムパスポートを提示の場合、利用可	
		半日 昼食喫食あり(授乳を含む)----- 昼食喫食なし	2,000円/回 1,000円/回		
	特別枠	1日	2,000円/回	●入園1ヶ月前からの慣らし保育及び出産や介護等により一時的に居住地を離れ里帰りのため連続利用する場合で、基準時間8:00～17:00の保育利用料 基準時間以外の利用がある場合は300円/時とする ●その他園長が認める場合	
		半日 昼食喫食あり(授乳を含む)----- 昼食喫食なし	2,000円/回 1,000円/回		
	年間維持費	3,500円/年	教育保育充実費3,000円+口座振替等手数料500円 (JA) 年度初めに徴収とする。(途中入園の場合は、入園月とする。)		
	日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度 保護者負担金	170円/人	年度初めに徴収とする。但し、途中入園の場合は、入園月とする。(転園による前施設加入証明書がある場合は除く。)		

※教育保育充実費は、年度初めに徴収し、必要な教材等を渡すこととする。

ただし、紛失・破損等個人的理由により途中で購入の場合は、その物品に限り実費徴収とする。

尚、法人内での年度途中の転園の際、転園先では教育保育充実費は徴収しない。

※延長保育料・長時間保育料は、実績徴収(翌月徴収)とする。卒園・退園時も翌月徴収とする。

※利用料及び私的契約利用料については、返納等には基本応じないこととする。やむを得ず途中退園しても返納しないこととする。

※着替え用衣類(パンツ)は原則、家庭から持ってきたものを使用するが、やむを得ず園のものを使用する際は、園からの新品の物を提供し、その代金は保護者負担(実費徴収)とする。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

社会福祉法人大和善隣館
幼保連携型認定こども園大和こども園分園
やざき乳児保育園

御入園おめでとうございます。

社会福祉法人大和善隣館では法人の運営するこども園・保育園に在園する児童の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

JSCの災害共済給付は、園の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童の名簿を提出することになっています。同意書に御記入の上、施設長へ提出してください。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。令和3年4月1日現在、その主な内容は以下のとおりです。

※災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、在園中は自動更新となります。

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額 ※障害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改定しています。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち2/10は、療養に伴って要する費用として加算される分）ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学（園）中の災害の場合2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学（園）中の場合1,500万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円〔通学（園）中の場合1,500万円〕
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円〔通学（園）中の場合も同額〕

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（保育所等における保育中を含む。）
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
- ④ 通常の経路及び方法により通学（園）する場合
- ⑤ 寄宿舎にあるとき 等

■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等（例：条例に基づく乳幼児医療助成）を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- ⑥ 災害共済給付には特別診療費（紹介状なしに大きな病院を受診した場合にかかる特別な料金）は含まれず、ご本人の負担となります。
- ⑦ 万が一健康保険に未加入の場合に起きた学校管理下での災害は、災害共済給付で受けられる分のみが補償されます。

*これはJSCの災害共済給付制度の概要を記載したものです。

■ 共済掛金（年額）

保護者等負担額 170円（社会福祉法人大和善隣館 負担額 115円） ※負担金額は年額です。

災害時の対応について

やざき乳児保育園 園長 池田 巧

やざき乳児保育園では、風水害や大地震などが発生し、お預かりしているお子様に危険が見込まれる場合や施設被害により受け入れが困難な場合に、臨時休園などの措置をとることがあります。保護者の皆様におかれましては、下記の対応内容について日頃からご留意をいただき、緊急時には速やかな行動がとれますようにご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

こども園が所在する場所（符津校下・地区）に緊急情報が発令されたとき

開園前 ・午前6時 まで ・午前6時 から開園 時刻まで	警戒レベル3 高齢者等避難	臨時休園とします 避難情報発令中であっても明らかに気象状況が回復傾向であり避難解除も予測される場合は、こども園等の周囲の安全を確認した上で、開園します。
	警戒レベル4 避難指示	
	警戒レベル5 緊急安全確保	

開園中	警戒レベル3 高齢者等避難	お子様を引き渡します ・保護者の皆様へ「状況の連絡」と「安全を確保しつつできるだけ速やかなお迎えの依頼連絡」をします。
	警戒レベル4 避難指示	臨時休園とします ・原則、予め保護者の皆様へ周知している避難所へお子様を避難させます。ただし、他の避難場所又は園内が安全と判断した場合は、その場所にお子様を避難させます。
	警戒レベル5 緊急安全確保	

小松市内において震度5以上の地震が発生したとき

登園前 保育中	震度5以上の地震の発生後に、施設の安全確保、職員体制の確保などが著しく困難な場合、登園自粛や臨時休園となる場合がございます。
------------	--



風水害・地震ともに、危険を感じた場合は、保護者の皆様の判断で（園からの連絡を待たずに）お迎えいただいて構いません。園から連絡ができない事態が発生することも考えられます。早めの判断と対応が、お子様の安心・安全につながります。



やざき乳児保育園水害時の避難場所は

園舎2階

やざき乳児保育園
〒923-0301 小松市矢崎町ナ129-1
電話0761-58-0334
FAX0761-58-0354